

平成30年度第1回上越市青少年健全育成関係機関連絡協議会

次 第

日時 平成30年5月21日（月）14:00～

会場 教育プラザ研修棟 中会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 教育長あいさつ

4 自己紹介

5 会長・副会長の選出

6 議 題

(1) 平成29年度連絡協議会の協議のまとめについて（資料1）

(2) 平成30年度連絡協議会の協議について（資料2）

(3) 情報提供・意見交換

・平成30年度若者育成支援の取組（青少年健全育成センター）

(4) その他

7 連 絡

次回会議予定 10月 4日（木）14:00～（教育プラザ中会議室）

8 副会長あいさつ

平成30年度上越市青少年健全育成関係機関連絡協議会名簿

No.	氏 名	所属機関・団体	備考
1	相 澤 顕	上越教育事務所	
2	佐々木 優 共	上越少年サポートセンター	新任
3	佐 藤 洋	上越児童・障害者相談センター	
4	風 間 和 夫	上越地区高等学校長協会	新任
5	小 松 敦	上越市中学校長会	
6	飯 塚 裕	上越市小学校長会	新任
7	滝 見 典 子	上越市民生委員・児童委員協議会連合会	新任
8	関 川 正 樹	上越地区保護司会	新任
9	安 達 ユミ子	直江津更生保護女性会	
10	増 田 榮 子	上越市青少年健全育成委員協議会	
11	藤 井 清比古	上越市地域青少年育成会議協議会	
12	宮 崎 英 紀	産業観光部 産業振興課	
13	宮 崎 恵 子	健康福祉部 こども課	新任
14	南 雲 一 弘	すこやかなくらし包括支援センター	新任
15	親 跡 久 樹	教育委員会 学校教育課	新任

委員任期：平成30年5月1日から平成32年4月30日まで

[事務局]

上越市教育委員会 社会教育課 課 長：小池兼一郎

上越市青少年健全育成センター 所 長：山崎 光隆

指導員：曾我 茂樹

事務員：山下 香織

上越市青少年健全育成関係機関連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 青少年の健全育成を推進するために必要な情報共有及び連絡調整を行うことにより、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策（以下「総合的施策」という。）を推進するため、上越市青少年健全育成関係機関連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合的施策の適切な実施に必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- (2) その他青少年の健全育成に関し教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる人のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 新潟県の青少年健全育成関係行政機関の職員
- (2) 上越市民生委員児童委員協議会連合会の主任児童委員
- (3) 上越地区保護司会の会員
- (4) 高田地区更生保護女性会又は直江津地区更生保護女性会の会員
- (5) 上越市青少年健全育成委員協議会の委員
- (6) 上越市地域青少年育成会議協議会の委員
- (7) 市の職員
- (8) その他教育委員会が必要と認める人

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席等)

第7条 協議会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、青少年健全育成センターにおいて処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

(委員の任期の特例)

2 平成28年8月1日以後最初に委嘱し、又は任命する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱又は任命の日から平成30年4月30日までとする。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から実施する。

平成 29 年度上越市青少年健全育成関係機関連絡協議会の協議（概要）

「0 歳から 18 歳までの途切れのない支援に向けた取組」

上越市青少年健全育成関係機関連絡協議会

1 平成 28 年度連絡協議会での協議（概要）

(1) 問題の所在

- ① 内閣府の全国調査（2015 調査）で、15 歳から 39 歳までの子ども・若者のうち約 1.8% がニート・ひきこもり状況にあると公表された。
- ② 上越市では同様の調査を実施していないことから市の実態は分からないが、内閣府の調査結果を当てはめると 844 名の子ども・若者がニート・ひきこもり状況にあると推測される。
- ③ 上越市の困難を抱える青少年の実態を把握し、状況に応じた支援を行っていくことで、青少年の自立を図っていく必要がある。

(2) 協議内容

- ① 平成 28 年度上越市青少年健全育成関係機関連絡協議会（以下、連絡協議会という）では、困難を抱える青少年の自立支援の在り方について協議し支援の方向性をさぐる。
- ② 協議内容は、「途切れのない支援」と「連携した支援」をキーワードに、支援の枠組みや具体的な取組策について協議する。

(3) 協議のまとめ

< 共通課題 >

- ・上越市総合教育プランでは、0 歳から 18 歳までの途切れのない教育支援を推進することとしていることから、当面 18 歳までの支援を重点に具体的方策を考える。
- ・上越市では、15 歳未満（義務教育期）までの子育て・教育支援は進んでいるが、15 歳（高校生期）以降の教育支援は手薄であることから、義務教育以降の支援をどう組織的に進めていくかを考える。

< 協議の視点 >

① 「途切れのない支援」について

- ・15 歳（高校生期）以降の教育支援の担当部所が明確でなく、具体的な支援策が少ない。社会教育の立場から青少年健全育成センターが中核になって推進する。
- ・義務教育終了後、大多数の生徒が高校へ進学することから、高校と連携しての支援活動を進めていく。
- ・15 歳以降の教育相談窓口を青少年健全育成センターに開設し、中学校 3 年生保護者、高校生及びその保護者、市民に周知する。
- ・相談・支援活動の場として、若者の居場所（FIT）を設置し、学習・社会活動、体験活動などを行い、自立につながる社会性やコミュニケーション能力を育成する。
- ・中学校卒業時の不登校生徒の情報を収集し、本人及びその保護者へ働きかける。

② 「連携した支援」について

- ・市民からの相談に対して、各関係機関の専門性を生かすとともに、より適切な支援が受けられるよう、ワンストップ相談等での連携・協力体制を確認・共有する。
- ・被支援者への適切な支援を進めるため、支援情報の収集と共有について検討する。
- ・子ども・若者の自立を支援する NPO 法人や民間活動団体等の情報を収集し、協力して支援活動が実施できるようにしていく。

③ 今後の協議に当たって

- ・子ども・若者支援について、県内の先進地を視察し今後の取組の資料とする。
- ・平成29年度も子ども・若者育成支援の取組について、実践内容を基に協議していく。

2 平成29年度連絡協議会での協議の経過（概略）

(1) 第1回連絡協議会 平成29年5月24日（水）

<協議内容>

- ① 平成29年度は、前年度の協議を踏まえ、0歳から18歳までの途切れのない支援を目指して、支援の枠組みを生かした実践を行い、その成果を基に協議を進めていく。

重点1 15歳（高校生期）以降の相談窓口の周知

重点2 高校と連携した支援の実施

重点3 若者の居場所（Fit）の開設と運営

その他 支援関連調査の実施（先進地視察、中学校卒業時不登校生徒の追跡調査、高校中退・転学生徒の調査）

- ② 平成29年度も年4回連絡協議会を開催し、取組の結果を基に協議していく。

<協議の概略>

○平成29年度青少年健全育成センターが計画する若者支援事業について、中学校卒業時不登校生徒の把握と働きかけ、若者の居場所（Fit）の位置づけ、市外からの通学生への支援などについて協議した。

○情報交換では、青少年の健全育成に関わる取組の課題が報告された。

- ・県教育委員会ではいじめ対応を最優先課題として取り組むこと、県警少年課にいじめ対策係が新設されたこと、虐待が依然増加していることなどが報告された。
- ・若者支援に関わって、就労の場の確保と定着、中・高連携の一層の促進、若者の居場所の必要性などについての意見があった。
- ・途切れのない支援では、こどもセンターの充実、JASTからFitへのつなぎなどについての意見があった。

(2) 第2回連絡協議会 平成29年8月22日（火）

<協議内容>

- ① 若者支援の進捗状況（4～7月）を基に、今後の支援のあり方を協議する。

- ② 子ども・若者支援に関わる行政担当課より取組状況を報告してもらい、途切れのない支援のあり方について協議する。

<協議の概略>

○高校生の相談件数、若者応援セミナー参加者、高校との連携の課題などについて意見交換した。また、支援活動の認知度を高めることの重要性が指摘された。

○連携やつなぎをやすくするため各部署の取組をイメージできる表の作成要望があった。

○関係部署の事業内容を把握し途切れのない支援の課題をさぐるため、担当課から情報提供してもらって意見交換した。（こども課、学校教育課、すこやかなくらし包括支援センター）

- ・すこやかなくらし包括支援センターの高校生までの相談業務の拡大、支援の役割分担、情報の共有と個人情報の保護などについて意見交換した。
- ・市全体としての途切れのない支援を進めるための調整機関の必要性や相談等の支援は包括支援センター、セミナー・居場所は育成センターという具体案も出された。

(3) 第3回連絡協議会 平成29年12月14日(木)

<協議内容>

- ① 若者支援の進捗状況(4~11月)を基に、取組を協議する。
- ② 県内子ども・若者支援先進地視察報告から、今後の支援のあり方を協議する。

<協議の概略>

- すこやかなくらし包括支援センターから、高校生の相談状況、「相談支援ファイル」の作成と活用、センター病院児童精神科との連携などが報告され、関係機関のシステムティックな関わり方を構想していく方向が提起された。
- 育成センターへの相談状況、少年サポートセンターでの連携の成功例、ひきこもりの把握、ターゲットを絞った支援活動などの報告・意見交換がなされた。

(4) 第4回連絡協議会 平成30年2月7日(水)

<協議内容>

- ① 平成29年度協議の概要(まとめ)について検討する。
- ② 平成30年度連絡協議会の運営(案)について協議する。

<協議の概略>

- 「情報のつなぎ」と「働きかけのつなぎ」を区別して考えていく必要がある。適切な支援のため、「情報のつなぎ」として中・高連携シートを活用している。
- 不登校やひきこもりの実態は、関係団体の協力を得ることでおおよそ把握できるものと考えられる。今後、方法を詰めていく必要がある。
- 情報バンクのような支援情報の一元化ができれば一層支援しやすくなる。個人情報保護の問題もあり、今できることから具体的に進めることが大切である。
- 支援のシステムづくりには時間がかかる。長期的な展望と短期的な実践を考え、まずは広報活動を段階的にアップしていくことが大切である。

3 平成29年度運営協議会協議のまとめ

29年度連絡協議会の主な協議内容のまとめは以下のとおりである。

(1) 「途切れのない支援」について

- ① 0歳から18歳までの子ども・若者の成長に合わせた支援の役割分担及び支援内容の共通理解を深め、専門性を生かした支援に取り組む必要がある。

(改善案)

- ・「上越市の子供・若者育成支援の関係図」を作成し、支援担当・内容のイメージをもって支援に当たる。

(期待される効果)

- ・支援担当・内容の明確化(見える化)による重複支援の整理
- ・各部署の専門性を生かした支援の実施
- ・支援のつなぎ先の明確化(「つなぎの精度」を高める。)

- ② 15歳から18歳までの若者支援についても、役割分担及び支援内容の共通理解を深め、専門性を生かした支援に取り組む必要がある。

(整理)

- ・青少年健全育成センター：若者の居場所(Fit)での就学・就労・体験の支援・・・(別紙2)
- (不登校・ひきこもり者と保護者への教育支援)



学校・サポステ・ハローワーク等へ

- ・すこやかなくらし包括支援センター：家族ぐるみの問題への支援
(家庭生活の安定化への福祉支援)



学校、児相、サポートセンター、医療機関等へ

- ③ 15歳（高校期）以降の若者支援の認知度がまだ低いので、周知活動の継続・充実を図る必要がある。

(充実)

- ・啓発チラシの作成と配付→中学校・高校訪問、対象保護者会、関係団体等へ
- ・上越市広報・ホームページへの掲載
- ・関係団体の会議、研修会等での積極的な周知
- *相談・支援機関案内の作成と配布
(すこやかなくらし包括支援センターで作成)

(参考) 若者関係相談対応数 (11月末)

- ・包括支援センター 18件
- ・健全育成センター 13件

- ④ 生活の転換期における支援情報の引継ぎ・つなぎを確実に実施していく必要がある。

(充実)

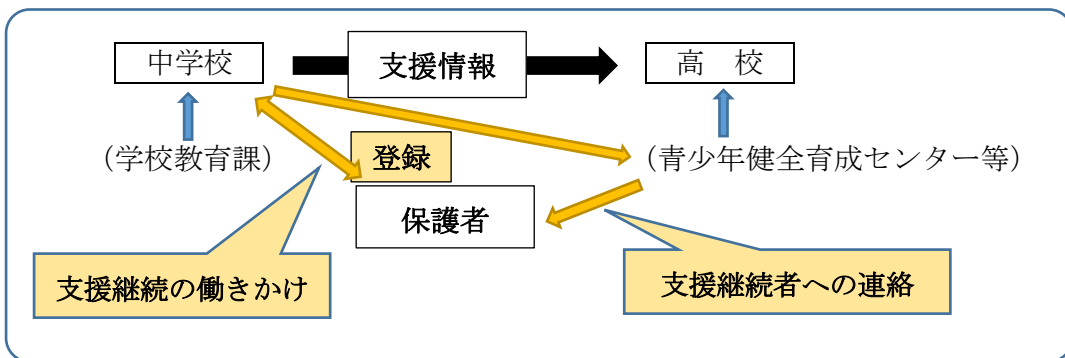
- ・接続する関係機関相互の連絡を密にし、支援につながる情報のつなぎに努める。
- ・より活用しやすい形式、内容への工夫・改善を進める。

(2) 「連携した支援」について

- ① 関係機関相互の連携支援は概ね共通理解され、情報共有による協力した支援の成功例も出ている。支援活動に結び付けられる情報共有のあり方を考えていく必要がある。

(改善)

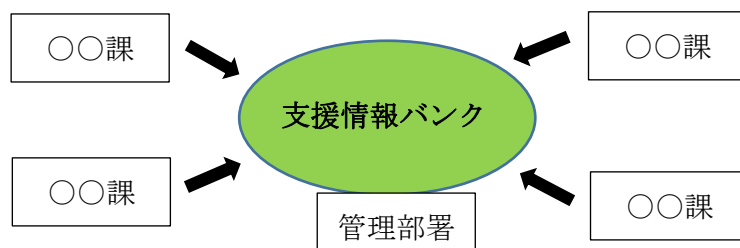
- ・被支援者の情報を、次の担当部署につなげるための連携 (特に、中→高)



- ② 支援を効率的に進めるため、関係部所が関わった支援者情報を蓄積し支援に活用できるシステムをつくる必要がある。

(整備)

- ・関係各課の支援情報を集約し「支援情報バンク」のような情報管理システムをつくる。



(3) 「ニート・ひきこもり」の実態把握について

① 平成29年度はニート・ひきこもりの実態調査まで進めることができなかった。支援対象を把握する意味から、関係機関や団体の協力を得て、対象者の把握を進めていく必要がある。

(改善)

- ・ 中学校卒業時の不登校生徒について、卒業後の支援を継続するための追跡調査の実施を模索する。
- ・ ニート・ひきこもりの実態を把握する手立てを引き続き模索していく。

(4) 「0歳から18歳までの支援システム」の構築について

平成28年度時点では、15歳以降の子ども・若者支援に関わる部署が明確でなく、支援が途切れてしまうこと、関係機関で連携して取り組むこと、を目的に現組織を生かした支援の枠組みを構想した。平成29年度には、すこやかに暮らし包括支援センターが支援の範囲を18歳まで拡充することとなり、福祉、教育の両面から支援する体制が整えられつつある。市全体として取り組む機運が高まってきている中、新たな支援体制を再構築していく必要がある。

4 今後の運営協議会の進め方

これまでの運営協議会で協議されてきた「15歳以降の途切れのない支援」については、その必要性が徐々に認知されてきているように感じられる。今後の支援活動の充実に向けて、関係機関相互の情報共有と課題の解決に向けた協議を進めていく必要がある。

(1) 平成30年度連絡協議会の開催と協議内容について

上越市全体としての「0歳から18歳までの途切れのない支援」が構想され、動き出そうとしている。今後、福祉部門と教育部門の一層の情報共有と連携が必要とされることから、取組情報の共有と連携の充実を目指す協議の場が一層重要となる。

この目的を果たすため、平成30年度は年3回の連携協議会を開催する。

<会議の開催予定と内容(案)>

第1回会議	5月	・ 委員委嘱(改選期に該当) ・ 会議の運営計画(年間協議事項の確認) ・ 関係機関の取組の共有
第2回会議	10月	・ 関係機関等の取組の進捗状況の共有 ・ 支援のための情報共有のあり方
第3回会議	2月	・ 30年度の成果と課題のまとめ ・ 31年度協議内容の検討

(2) 平成31年度以降の連絡協議会での協議について

上越市全体での「0歳から18歳までの途切れのない支援」が一定の形として体制化されるまでは、「途切れのない支援」と「連携した支援」を目指す協議を継続する。

【参考資料】

- ・ 子ども・若者育成支援の取組の現状(概要):新潟県、上越市の状況
- ・ 先進地視察まとめ資料(新潟県子ども・若者支援協議会の設置状況)
- ・ 上越市の子供・若者育成支援の関係図(概略)

支援項目	児童虐待	いじめ	不登校	非行	高校中退	ひきこもり	若年無業者 (ニート・フリーター)	障害者就労	障害者	貧困
定義	★保護者がその監護する児童について行う次に掲げる行為 ・身体的虐待 ・性的虐待 ・ネグレクト ・心理的虐待	★当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの なお、起こった場所は学校の内外を問わない。	★年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、欠席理由が「不登校」に該当する者 「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあることをいう。(ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く)	★触法少年とは、刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者をいう。 犯罪少年とは、罪を犯した14歳以上20歳未満の者をいう。	★年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規定に(いわゆる飛び入学)により大学へ進学した者は含まない。	★さまざまな要因によって社会的な参加の場がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態	★若年無業者とは、15歳～34歳で家事も通学もしていない無業者のうち、以下の者 ①就業を希望している者のうち、求職活動をしていない者(非求職者) ②就業を希望していない者(非就業希望者)	★障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害、(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。(障害者基本法第2条)	★等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割って調整した所得:手取り収入)の中央値の半分に満たない世帯員(年所得) 名目数値 125万 実質数値 112万 (H21厚生労働省データ)	
新潟県現状 (27年度)	☆相談件数(H27年度) ・児童相談所 1,438件 (前年比+211件) 身体的虐待 382件(27%) 性的虐待 8件(0%) ネグレクト 345件(24%) 心理的虐待 703件(49%) ・市町村 1,469件 (前年比-45件) ☆児童虐待の検挙状況等(H27年度) ・児童虐待認知件数296件 (前年比+112件) ・児相への被害児童通告人員 395人 (前年比+178人) ・事件検挙件数 10件 (前年比 -1件)	☆いじめ認知件数(H27年度) <国公立> ・小学校 1,705件(+979件) ・中学校 1,147件(+484件) ・高校 193件(+57件) ・特別支援 10件(+10件) ☆解消率 ・小学校 約96% ・中学校 約96% ・高校 約96% ・特別支援 約100% ☆児相相談件数(H27年度) ・県 8件 ・新潟市 9件	☆不登校児童生徒数(H27年度) <国公立> ・小学校 458人(+22人) ・中学校 1,633人(-59人) ・高校 1,158人(+40人) ☆児相相談対応件数(H27年度) ・県 58件 ・新潟市 39件	☆少年非行の概況(H27年) ・検挙・補導 643人(-167) 小学生 69人(-6人) 中学生 159人(-73人) 高校生 255人(-53人) ・窃盗(万引き) 検挙・補導 247人(-47) ☆インターネット利用を出会いの契機とする福祉犯検挙状況(H27年) 検挙件数 57件(+1件) 検挙人員 44人(+1人) 被害少年 24人(-1人) ☆児童相談所相談対応件数(H27年度) 県 99件(2.1%) 新潟市 139件(5.0%)	☆高校中退者数<国公立>(H27年度) ・生徒数 915人(-53人) ・中途退学率 1.4% (前年比-0.1ポイント)	☆県ひきこもり地域支援センター相談ダイヤル件数(H27年度) ・延べ148件(実100件) ・男61件 女33件 不明6件 ☆保健所、精神保健福祉センター相談件数 68件 ・男54件 女14件 ・年齢 35歳以上 27人 30～34歳 12人 25～29歳 7人 19～24歳 11人 18歳以下 11人 ・不登校経験者 37件 (54.4%) ・就労経験者 36件 (バイト含む) (52.9%) ・発生からの経過年数 5年未満 23件 5～10年未満 13件 10年以上 27件 不明 5件	☆若年無業者数 ・約 9,000人 (H24就業構造基本調査) ☆地域若者サポートステーション(厚労省委託事業)三上市、新潟市、長岡市、新発田市、上越市 ・利用者等合計人数(H27年度) 延べ来所者数 15,911人 相談件数 8,312件 就職者数 498人	☆近年、知的障害の特別支援学校高等部生徒が増加 ☆現場実習先の確保、企業等の就職先や福祉的就労先の確保・充実が急務 ☆就職率の推移 ・過去3ヵ年(H25～H27)平均約27% (H21.3卒業生:12.7%) ☆障害者授産施設の作業工賃(H27年度)14,373円/月(+245円)	☆身体障害者手帳所持者数(39歳以下) 4,901人(H28.4.1現在) ☆療育手帳所持者数(39歳以下) 10,132人(H28.4.1現在) ☆精神障害者数(推計値:39歳以下) 7,230人((H28.3.31現在)	☆全国調査統計(H27) ・人数 人 (%) ☆影響等 ・6人に1人は貧困家庭 ・母子家庭の割合高い ・学習、進学に影響 ☆県子どもの貧困対策推進計画(50の支援策)
上越市現状 (27年度) (28年度)	☆相談件数(H28年度) ・児童相談所 213件 (前年比+74件) 身体的虐待 51件(24%) 性的虐待 0件(0%) ネグレクト 42件(20%) 心理的虐待 120件(56%) 【年齢区分】 0～3歳未満 48人(23%) 3～就学前 47人(22%) 小学生 71人(33%) 中学生 32人(15%) 高校生・他 15人(7%) 【主な虐待者】 実母(49%) 実父(42%) 実父以外の父(7%) 【保護】 所内一時 件 委託保護 件	☆いじめ認知件数<公立>(H27年度) ・小学校 111件(+25件) ・中学校 92件(+18件) ・高校 23件(件) ☆解消率 ・小学校 約96% ・中学校 約89% ・高校 約 % ☆児相相談件数(H27年度) ・上越市 件	☆不登校児童生徒数<公立>(H27年度) ・小学校 17人(0人) ・中学校 100人(-17人) (うち3年生 50人) ・高校 140人	☆少年非行の概況(H28年) ・検挙・補導 52人(-8) 小学生 17人(+10) 中学生 9人(-16) 高校生 17人(-6) ・窃盗(万引き) 検挙・補導 25人(+3) (小11、中6、高7、他1) ☆インターネット利用を出会いの契機とする福祉犯検挙状況(H28年) 検挙件数 12件(0) (中学生11件) ☆児童相談所相談対応件数(H28年度) 上越市 件(%)	☆高校中退者数<公立>(H27年度) 【在籍生徒数 6,051人】 ・中退者 104人(1.70%) ・転学者 78人(1.29%)	☆若年無業者数 ・約 人 ☆上越地域若者サポートステーション ・利用者等合計人数(27年度) 延べ来所者数 1,887人 相談件数 1,011件 新規登録者 61人 (未登録者数 44人) (上越市55人、妙高市4人、糸魚川市2人) 就労者数 31人	☆特別支援学校在籍数(28年度) 小学部 人 中学部 人 高等部 人 ☆就労状況 一般企業 授産施設 保護者養護 ☆就労移行支援(H26年度) 利用者 人 支援A型 人 支援B型 人	☆身体障害者手帳所持者数 7,944人(H27.4.1現在) ☆療育手帳所持者数 1,535人(H27.4.1現在) ☆精神障害者保健福祉手帳所持者数 1,600人((H27.4.1現在)	☆調査統計(H27) ・人数 人 (%)	
上越市関係部・課 (取組み)	・保育課 ・子ども課 ・学校教育課 ・健康づくり推進課 ・すこやかなくらし支援室 ☆要保護児童対策地域協議会 ☆学校・警察連絡協議会	・学校教育課・教育センター ☆いじめ問題対策連絡協議会 ☆学校・警察連絡協議会	・学校教育課・教育センター ☆いじめ問題対策連絡協議会	・学校教育課 ・社会教育課(青少年健全育成センター) ☆学校・警察連絡協議会 ☆青少年健全育成関係機関連絡協議会	・学校教育課 ☆中学校・高校連絡協議会	・産業振興課 ・健康づくり推進課 ・すこやかなくらし支援室 ☆若年者自立支援ネットワーク会議	・産業振興課 ・健康づくり推進課 ・すこやかなくらし支援室 ☆若年者自立支援ネットワーク会議	・福祉課 ・すこやかなくらし支援室 ☆上越市社会福祉協議会	・福祉課 ・すこやかなくらし支援室 ☆上越市社会福祉協議会	・福祉課 ・子ども課 ・健康づくり推進課 ・すこやかなくらし支援室 ☆上越市社会福祉協議会
上越市関係団体	・児童相談所 ・上越警察署	・児童相談所 ・上越警察署 ・高等学校 ・地域青少年育成会議	・児童相談所 ・上越警察署 ・高等学校 ・地域青少年育成会議	・児童相談所 ・上越警察署 ・高等学校 ・地域青少年育成会議 ・上越市防犯組合	・高等学校 ・上越地域若者サポートステーション ・ハローワーク ・民間支援学校	・高等学校 ・上越地域若者サポートステーション ・ハローワーク ・えちご若者元氣塾	・高等学校 ・上越地域若者サポートステーション ・ハローワーク ・えちご若者元氣塾	・社会福祉事務所 ・民生委員児童委員協議会連合会 ・手をつなぐ育成会	・社会福祉事務所 ・手をつなぐ育成会	・社会福祉事務所

H28.5 県教委設置
不登校対策検討会

H27県平均 1.4%による
上越市推計値:85人

上越市推計値:844人(全国1.8%より試算)

主な相談:養護(56%)、障害(33%)、育成(6%)

平成 30 年度青少年健全育成関係機関連絡協議会の協議について（案）

1 協議内容

- (1) 青少年健全育成のため、「0歳から18歳までの途切れのない支援」のあり方を協議する。
- (2) 平成29年度までの協議を踏まえ、「支援のつながり」と「連携した支援」をキーワードに支援の方向と具体策について協議する。
- (3) 青少年の支援が手薄となる15歳以降（高校生期）の若者育成支援の充実を中心課題として協議を深める。

2 連絡協議会開催予定

日 時	会 議 名	主 な 内 容
5月21日（月）	第1回連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・29年度連絡協議会の協議のまとめについて ・30年度連絡協議会の運営について（協議） ・30年度若者支援事業（育成センター）（協議） ・意見交換
7月ころ	*実務者（代表者）会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回会議を受けての課題検討 ・連携の連絡調整 ほか
10月4日（木） （予定）	第2回連絡協議会 （非公開）	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係機関の取組について（情報提供と協議） （こども課、学校教育課、育成センター、産業振興課、すこやかなくらし包括支援センター） ・連携支援と情報共有について（協議） ・意見交換
11月ころ	*実務者（代表者）会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回会議を受けての課題検討 ・連携の連絡調整 ほか
2月 7日（木） （予定）	第3回連絡協議会 （非公開）	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度の取組の成果と課題（協議） ・31年度の取組（案）について（協議） ・意見交換

*実務者（代表者）会議：こども課、学校教育課、社会教育課、産業振興課、すこやかなくらし包括支援センター代表で構成

3 その他

- (1) これまでの協議で、それぞれの専門性を生かして連携して支援していく方向は合意できている。関係機関・団体の取組を基に積極的に協議し、更に連携を深めていきたい。
- (2) 多種多様な問題で悩む青少年を支援するため、生活の母体となる家庭（本人、保護者、家族）への早期支援を進め、ニート・ひきこもりの予防を図っていく。
- (3) 進路選択や進路転換など、社会的自立に向けた相談や情報提供について、中学校や高校と連携した支援を続けていく。

平成30年度 若者育成支援事業の実施計画（案）

青少年健全育成センター

1 主旨

0歳から18歳までの途切れのない支援を充実するため、関係機関と連携し若者の自立支援に向けた取組を推進する。

2 主な若者育成支援事業

(1) 若者の居場所（Fit）の開設と運営【新規】・・・図の①

○15歳以降の若者が集える場所を開設し、自立を目指す若者の活動の場を提供するとともに、相談・活動から個別支援へつなぐ場として運用する。

- ・場所：教育プラザ研修棟3階 小会議室（予定）
- ・時間：月～金曜日 午前9時～午後4時（土・日曜日・祝祭日を除く）
*被支援者の希望日に随時開設する。

【運営】管理運営・・・青少年健全育成センター

職員配置：育成センター相談員が居場所の管理・運営及び若者支援事業の推進に当たる。

対応内容・・・①学習・談話スペース ②相談スペース

*体験活動は元気塾や他団体と連携して実施する。

(2) 若者育成支援団体の支援ネットワークの構築【新規】・・・図の②・③

○若者支援を実施する民間団体の情報共有と連携体制を構築するため、ネットワーク会議を実施し、協力して活動ができるようにする。

- ・ネットワーク会議（年数回）
- ・困難を抱える若者の親の会の開催（7月から2ヶ月に1回程度）
- ・場所・・・教育プラザ 研修棟中会議室（予定）

(3) 若者支援フェスタの開催【新規】・・・図の④

○若者支援に関わる関係機関・団体及び市民が参加する集会を開催し、若者支援の必要性和活動への協力の気運を醸成する。

- ・期日 平成30年11月23日（金）祝日
- ・会場 教育プラザ 研修棟大会議室（予定）
- ・主催 青少年健全育成センター
- ・協賛 市内若者支援団体
- ・内容 ①基調講演 テーマ 「困難を抱える若者の実態と支援の手だて」
講師 新潟青陵大学 教授 斎藤 まさ子

②市内支援団体の取組紹介と参集者との意見交換

- 発表者（3団体） ・えちご若者元気塾（若者支援活動）
（予定） ・上越親子劇場（不登校親の会）
・KHJ 秋桜の会（ひきこもり親の会）

(4) ユースアドバイザー養成講座の開設（3講座）【新規】・・・図の⑤

- ・12月「思春期の特性と心理」 講師 新潟大学 教授 神村栄一(予定)
 - ・1月「不登校、ひきこもりへの対応」 講師 新潟青陵大学 教授 佐藤 亨(予定)
 - ・2月「自立を促す働きかけ」 講師 上越教育大学 教授 佐藤賢治(予定)
- （会場：教育プラザ 研修棟大会議室）

(5) 若者応援セミナーの開催【充実】・・・図の⑥

○困難を抱える若者の自立のため保護者の視野を広げるセミナーを年5回開催する。

- 6月 ①「不登校からのスタート！」 やすづか学園（流石光信）
- 7月 ②「高校は卒業したい、学び方いろいろ！」 つくば開成高校（石橋由加里）
- 8月 ③「仕事に就く、働くということ！」 若者サポステ（若林 正）
- 9月 ④「18歳からどう生きる！」 包括支援センター（中屋万里子）
- 10月 ⑤「自分のできることから！」 えちご若者元気塾（藤田健男）

3 その他

(1) 引き続き広報誌、チラシ等での相談・支援活動の周知に努める。

(2) ニート・ひきこもりにつながりやすい義務教育終了後の支援に重点的に取り組む。

(3) 中学校と高校の接続支援が進むよう、支援のつなぎと情報共有の改善を進める。

